一般財団法人公園財団における公的研究費等の不正行為防止計画

1. 目的

不正行為防止計画は、一般財団法人公園財団(以下「財団」という)における公的研究 費等の適正な執行・管理及び不正使用等の未然防止を目的とする。

2. 適用範囲等

- (1) 不正行為防止計画は、財団において公的研究費等に係る業務を実施する場合に適用する。
- (2) 不正行為防止計画は、財団において公的研究費等に係る業務に従事する職員及び当該業務の契約・経理(検収・検査含む)等に従事する職員(以下、「業務担当者」という。)に対して適用する。
- (3)公的研究業務等とは、当財団の種々財源以外の収入のうち、①受取補助金、②事業収益の研究・開発収益に関する収入をいう。

3. 責任及び実施体制

- (1) 公的研究費等の適正管理のため最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- (2) 最高管理責任者を補佐し、別に定める研究不正防止に関する基本方針に基づき、財団全体の具体的な対策を策定・実施するために統括管理責任者を置き、契約・経理担当常務理事及び研究担当常務理事をもって充てる。
- (3) 統括責任者の指揮の下、各部署における対策・コンプライアンス教育、公的研究費等の適正な管理、執行状況のモニタリングを実施するコンプライアンス推進責任者を置き、契約・経理担当部長及び研究担当部長をもって充てる。

4. 不正使用防止活動の周知及び教育

法令等の遵守、財団の規程等に則った業務遂行を行うとともに、不正使用行為を忌避する意識付けを行うために以下のことを行う。

- (1)公的研究費等に係る業務を実施する職員等に対し、公的研究費等に係る業務を適正に執行する。
 - ①財団が定めた行動規範、関係規程類、マニュアル及び不正行為防止計画を周知する。
 - ②公的研究費等の使用ルール及び手続、具体的な不正行為など、理解を深めるため の研修等を実施する。
- (2)公的研究費等の不正行為等に関する内外からの告発及び相談に対し適切に対応できるよう、通報窓口を総合管理部に設置する。告発を受けた際には、通報者保護や関係者守秘義務を遵守し、公平性をもって調査にあたることとする。

<告発・相談窓口>

一般財団法人公園財団 総合管理部 総務担当

〒112-0014 東京都文京区関口 1-47-12 江戸川橋ビル 2階

TEL: 03-6674-1188 FAX: 03-6674-1190

E-mail: web-masters@prfj.or.jp

5. 公的研究費等の適正な執行・管理

公的研究費等の実施にあたっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、 実施要領等の他、財団の会計規程、旅費規程等に基づき、適正な予算執行を行うとともに、 以下の事項を確認しつつ実施する。

- (1)業務担当者は、業務実施計画書等と予算執行の実態に乖離がないかを確認するとと もに、進捗状況について、適宜、把握・管理する。
- (2)業務担当者及びコンプライアンス推進責任者は、契約が特定の取引先に偏っていないか等の予算執行状況を確認し、問題がある場合は改善策を講じる。
- (3)業務担当者は、換金性の高い物品については、必要に応じて少額資産と同様の管理を行う。

6. モニタリング等及び改善策の検討等

- (1) コンプライアンス責任者は、公的研究費等の適正な執行・管理に係る実態の把握及 び検証のため適宜のモニタリングを行い、予算執行状況の結果とその対応について、 統括責任者に報告する。
- (2)総合管理部は、定期的に内部監査及び外部機関等による外部監査を実施し、監査結果を統括責任者及び監事に報告する。
- (3)総括管理責任者は、前2項の報告に基づき、不正発生リスクの洗い出し及びこれに対するリスク低減策を検討し、不正行為防止計画を改善するとともに、実効的なコンプライアンス教育を行う。

本計画は、平成27年4月1日から施行する。